

第 9 2 号 議案

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

施設の使用料の額を改定し、区役所庁舎の施設の使用料を定め、及び令和 6 年 7 月 1 日から当分の間のスポーツ施設に係る使用料の額の特例措置を定めるとともに、職員研修センターの廃止に伴い規定を整備する必要がある。

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

中野区行政財産使用料条例（昭和39年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 令和6年7月1日から当分の間、別表2(2)の表の規定の適用については、同表体育室の項中「6,100円」とあるのは「3,100円」と、「9,400円」とあるのは「4,700円」と、「12,700円」とあるのは「6,400円」と、「300円」とあるのは「200円」と、同表小体育室の項中「1,000円」とあるのは「500円」と、「1,600円」とあるのは「800円」と、「2,400円」とあるのは「1,200円」と、「300円」とあるのは「200円」とする。

別表1の表を次のように改める。

1 中野区役所庁舎

(1) ホール

施設			単位時間			
			午前9時～正午	午後0時30分～午後2時30分	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時
ホール	入場料を徴収しない場合	平日	5,200円	4,700円	4,700円	9,600円
		土曜日、日曜日及び休日	6,100円	6,400円	6,400円	11,100円
	入場料を徴収する場合	平日	7,800円	7,000円	7,000円	14,500円
		土曜日、日曜日及び休日	9,100円	9,600円	9,600円	16,700円

備考

1 徴収する入場料の額が1,000円以下の場合は、入場料を

徴収しない場合に定める額を適用する。

- 2 この表において、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

(2) ミーティングルーム

施設	単位時間			
	午前9時～正午	午後0時30分～午後2時30分	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時
ミーティングルームA	1,200円	800円	800円	1,200円
ミーティングルームB	900円	600円	600円	900円

別表2(1)の表中「1,500円」を「1,600円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「2,500円」を「2,600円」に改める。

別表2(2)の表多目的ホールの項中「5,000円」を「2,700円」に、「7,700円」を「4,200円」に、「10,400円」を「5,600円」に改め、同表体育室の項中「5,000円」を「6,100円」に、「7,700円」を「9,400円」に、「10,400円」を「12,700円」に、「230円」を「300円」に改め、同表小体育室の項中「800円」を「1,000円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「2,000円」を「2,400円」に、「230円」を「300円」に改める。

別表2(3)の表中「1,500円」を「1,600円」に、「2,200円」を「2,300円」に、「1,900円」を「2,000円」に改める。

別表2(4)の表中「300円」を「200円」に、「500円」を「300円」に改める。

別表3の表中「300円」を「200円」に改める。

別表4(1)イの表中「1, 500円」を「1, 400円」に、「2, 200円」を「2, 100円」に改める。

別表5の表中「400円」を「300円」に、「600円」を「500円」に、「300円」を「200円」に改める。

別表6の表中「600円」を「500円」に、「700円」を「600円」に、「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に、「800円」を「600円」に、「1, 100円」を「900円」に改める。

別表7の表中「1, 200円」を「1, 000円」に、「1, 700円」を「1, 300円」に、「1, 000円」を「800円」に、「1, 400円」を「1, 100円」に改める。

別表8の表中「700円」を「600円」に、「900円」を「700円」に改める。

別表9の表音楽室の項中「1, 300円」を「1, 000円」に、「1, 600円」を「1, 200円」に改め、同表調理実習室の項中「800円」を「700円」に、「1, 400円」を「1, 200円」に改め、同表スポーツ訓練室の項中「1, 200円」を「1, 000円」に、「1, 800円」を「1, 500円」に改める。

別表10の表中「600円」を「500円」に、「800円」を「700円」に、「1, 000円」を「800円」に、「1, 400円」を「1, 100円」に改める。

別表11の表中「800円」を「600円」に、「1, 100円」を「900円」に、「300円」を「200円」に改める。

別表12の表研修室Aの項中「2, 000円」を「1, 500円」に、「2, 700円」を「2, 000円」に改め、同表研修室Bの項中「1, 600円」を「1, 200円」に、「2, 000円」を「1, 500円」に改め、同表研修室Cの項中「700円」を「500円」

に、「900円」を「700円」に改める。

別表13(1)の表会議室二の項中「1,000円」を「700円」に、「1,300円」を「1,000円」に改め、同表会議室三の項中「400円」を「300円」に、「600円」を「400円」に改め、同表会議室四の項中「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に改め、同表会議室五の項中「1,200円」を「900円」に、「1,800円」を「1,300円」に改め、同表会議室六の項中「600円」を「400円」に、「900円」を「700円」に改め、同表会議室七の項及び会議室八の項中「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に改める。

別表13(2)の表中「1,200円」を「900円」に改める。

別表14(1)の表中「900円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,900円」に、「600円」を「900円」に改める。

別表14(2)の表中「900円」を「1,000円」に、「1,800円」を「2,100円」に、「600円」を「700円」に改める。

別表15の表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表15の表を削る改正規定 令和6年4月1日

(3) 別表1の表の改正規定 令和6年7月4日

(経過措置)

2 施行日前に中野区行政財産使用料条例別表2(2)の表に掲げる施設（体育室及び小体育室を除く。）、同条例別表2(4)の表及び別表3

の表に掲げる施設、同条例別表 4 (1)イの表に掲げる施設（午後 6 時から午後 8 時までの使用及び午後 6 時 3 0 分から午後 8 時までの使用を除く。）並びに同条例別表 5 の表から別表 1 3 の表までに掲げる施設について施行日以後に係る使用の許可を行う場合の使用料については、改正後の別表 2 (2)の表（体育室の項及び小体育室の項に係る規定を除く。）、別表 2 (4)の表、別表 3 の表、別表 4 (1)イの表（午後 6 時から午後 8 時まで及び午後 6 時 3 0 分から午後 8 時までに係る規定を除く。）及び別表 5 の表から別表 1 3 の表までの規定を適用した額とする。

- 3 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日前に改正後の別表 1 の表に掲げる施設について同日以後に係る使用の許可を行う場合の使用料については、同表の規定を適用した額とする。
- 4 この条例の施行の際現に使用の許可（附則第 2 項に規定する場合の使用の許可を除く。）を受けている者の使用料については、なお従前の例による。